大田区バリアフリー 交通安全特定事業計画 さぽーとぴあ周辺地区

> 令和6年6月 東京都公安委員会

大田区バリアフリー基本構想における重点整備地区 「さぽーとぴあ周辺地区」の交通安全特定事業計画

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条(基本方針)及び第36条(交通安全特定事業の実施)に基づき、大田区バリアフリー基本構想に即して、さぽーと ぴあ周辺重点整備地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間(位置図参照)

| | 道路の区間 | | | 供空埃克 | 生活関連施設 |
|----|--|----------|---------------------------------|------------|---|
| No | 路線 | 通称 | 区間 | 特定旅客 施設 | 連絡する施設 |
| 1 | 特例都道東品川下丸子線 (第 421 号) | 池上 通り | 大田区山王3丁目9番先から 大田区中央4丁目35番先まで | | 芝信用金庫大森支店、大田 文化の森、城南信用金庫大 田文化の森支店、サミット ストア大田中央店、地域包 括支援センター新井宿・新 井宿特別出張所 |
| 2 | 大田区道主要第 14 号線 | | 大田区中央1丁目7番から 大田区中央4丁目32番まで | | きらぼし銀行大森支店 |
| 3 | 大田区道 6-210 号線 | | 大田区中央4丁目31番から 大田区中央4丁目33番まで | | 新井宿会館、大森医師会館、 障がい者総合サポートセン ター(さぽーとぴあ) |
| 4 | 大田区道 6-233-1 号線 | | 大田区中央4丁目31番から 大田区中央4丁目21番まで | | |
| 5 | 大田区道 6-245 号線、 大田区道 6-49 号線 | | 大田区中央1丁目16番から 大田区中央1丁目19番まで | | 大田中央一郵便局 |
| 6 | 大田区道 6-245 号線 | | 大田区中央4丁目32番から 大田区中央4丁目31番まで | | |
| 7 | 大田区道 6-245 号線、 大田区道 6-300 号線 | | 大田区中央4丁目29番から 大田区中央4丁目34番まで | | 障がい者総合サポートセン ター (さぽーとぴあ)、大森 赤十字病院 |
| 8 | 大田区道主要第 14 号線、 大田区道 7-125 号線、 大田区道 7-72 号線 | | 大田区中央2丁目10番から 大田区中央3丁目1番まで | なし | 大田文化の森、大田幸陽会大 田区立新井宿福祉園 |
| 9 | 特例都道東品川下丸子線 (第 421 号) | 池上通 り | 大田区中央4丁目34番から 大田区中央7丁目1番先まで | | |
| 10 | 大田区道 7-74 号線 | | 大田区中央3丁目4番から 大田区中央3丁目5番まで | | 入新井第四小学校 |
| 11 | 大田区道主要第 14 号線、 大田区道 7-59 号線 | | 大田区中央2丁目15番から 大田区大森西1丁目11番まで | | 入新井第二小学校、大森地域 庁舎 |
| 12 | 大田区道 7-125 号線 | | 大田区中央2丁目15番から 大田区中央2丁目10番まで | | 大田文化の森、入新井第二小 学校 |
| 13 | 大田区道 6-210 号線 | | 大田区中央4丁目20番から 大田区中央4丁目22番まで | | |
| 14 | 大田区道 6-231-1 号線 | | 大田区中央4丁目19番から 大田区中央4丁目12番まで | | 大森第三中学校 |
| 15 | 大田区道 6-231-1 号線、 大田区道 6-48 号線 | | 大田区中央4丁目10番から 大田区中央1丁目3番まで | | 新井宿老人いこいの家 |
| 16 | 大田区道主要第 67 号線、 大田区道 6-61 号線、 大田区道 6-210 号線 | | 大田区南馬込4丁目49番から 大田区中央4丁目11番まで | | 龍子記念館 |

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

| No | 路線 | 事業内容 | 実施予定期間 |
|----|-------------|-----------------------|--------------|
| 1 | 特例都道東品川下丸子線 | 信号機の改良(音響機能の整備、歩行者用青時 | 令和 6~14 年度 |
| 1 | (第 421 号) | 間の確保) | □ 〒和 0~14 平度 |

(2) 全路線共通

| | 事業内容 | 実施予定期間 |
|------------|------------------------------|------------|
| 1 i | 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 | |
| (1) | 道路標識の適切な補修 | |
| | 必要に応じて実施(道路標識の高輝度化は既に実施済) | |
| (2) | 道路標示の適切な補修 | |
| | 必要に応じて実施(道路標示の高輝度化は既に実施済) | |
| (3) | エスコートゾーンの整備(注1) | 令和 6~14 年度 |
| | 必要に応じて実施 | (継続的に実施) |
| 2 遠 | 皇法駐車行為の防止のための事業 | |
| (1) | 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車の指導取締りの実施 | |
| (2) | 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐 | |
| 車の指導取締りの実施 | | |
| (3) | 違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施 | |

- (注1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行う ための線状又は点状の突起を設けるもの。
- 3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
 - (1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整字化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車の指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関 と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図



| 区市町村名 | 大田区 |
|---------|------------|
| 重点整備地区名 | さぽーとぴあ周辺地区 |

